

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 27 年 10 月 9 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第1500386号

厚生局事案番号 : 関東信越(国) 第1500068号

第1 結論

昭和47年9月から昭和61年3月までの請求期間及び平成8年12月から平成15年12月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和22年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和47年9月から昭和61年3月まで
② 平成8年12月から平成15年12月まで

請求期間①について、元妻が私の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してくれていたと思う。

請求期間②について、妻が平成8年12月にA市役所で私の国民年金の加入と保険料の口座振替の手続を行った。その後、A市役所の職員から年金の加入年数が不足しており、年金がもらえないと言われるまでは保険料を納付していたはずである。

請求期間①及び②が国民年金保険料を納付した期間になつてないことに納得がいかないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者は、請求者の元妻が国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してくれていたとしているが、請求者は当該手続等に関与しておらず、具体的な陳述が得られない上、請求者の元妻は、請求者の加入手続及び保険料納付についての記憶が明確ではなく、当該期間に係る納付状況等が不明である。

また、請求期間②について、請求者は、請求者の妻が国民年金の加入と口座振替の手続を行ったとしているが、請求者の妻からは、これらの手続に関する具体的な陳述が得られないため、当該期間に係る納付状況等が不明である。

さらに、オンライン記録によると、請求期間①及び②は国民年金の未加入期間とされており、国民年金保険料を納付することができない期間である。

加えて、請求期間①及び②において請求者が国民年金の被保険者資格を取得した形跡もうかがえない上、請求者が当該期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに当該期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。